

道内公立小中学校の耐震化率 95.8%

決算特別委員会 10/2

帯広市は100%

北海道内の小中学校の建物全 4930 棟の耐震化率は 95.8% で全国で 4 番目に低いことが 8 月に公表された本年度の文科省調査で明らかになりました。耐震化が必要な建物が多いのは旭川、次いで札幌、函館、室蘭市と続きます。一方、耐震化が 100% だったのは帯広市をはじめ、北広島市など、148 市町村（全 179）で前年度より 10 市町増えました。帯広市の場合は米沢市長が初当選した 2011 年、使える政策予算のほとんどを学校耐震化につぎ込んでおり、早い段階から 100% に達していますが、近年、地震対策として非構造部材の耐震化が求められる折、現状を質しました。

非構造部材とは？

天井材や外壁（外装材）など構造体と区分された部材を「非構造部材」と言います。非構造部材の被害は構造体に被害が及ばない場合でも生じることがあり、定期点検や特別点検を行って構造体を強化することが必要です。

設備機器や家具等は、一般に非構造部材とは別扱いですが、学校の安全対策ではこれを含めて耐震対策を実施することが大切です。

非構造部材耐震化の事業

2011年（全小中学校）

体育館バスケットゴール

体育館照明設備

2012年（全小中学校）

棚やピアノの固定状況の点検

2015年（光南、豊成、啓西小）

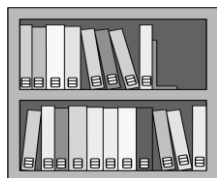
フール天井の落下防止対策工事

今後は

スチール製サッシの窓ガラス

Q 大阪北部地震ではブロック塀が倒壊したが？

Q 図書室は大丈夫？



A 6月18日に発生した大阪府北部の地震による事故を受けて、翌19日に市教委より全校に、ブロック塀のほか、地震等により倒壊する恐れがある構造物の有無について点検の通知を行い、危険性について確認を行った。

本市の学校施設についてはブロック塀の設置はなく、現時点で危険な構造物もなかった。

A 図書室の本棚等については過去の点検時に床や壁に固定等を行っており、新たに購入や設置したのものについては学校校務員や市教委職員により固定を行っている。

余裕教室？有効活用で文科省が新基準 ねらいは安上がりの教育

決算特別委員会

10/2

余裕教室と活用の目的(文科省)

普通教室として使用されていない教室のうち、今後5年間以内に普通教室として使用されることがない教室を「余裕教室」と定義します。

学校施設は、地域住民にとっての身近な公共施設であり、地域のシンボリックな存在である場合も多く、使われる見込みがない教室はできるだけ地域コミュニティの拠点として活かすことが重要です。(平成29年)

普通教室とは？

特別教室、多目的教室、



活用例(文科省)

・特別支援学校分校転用

市の「余裕教室」は20校36室

学習方法・指導方法の多様化 9室
(算数ルーム、外国語ルーム等)
会議室等、教職員用の教室 15室
地域に開放する教室 12室
(PTA室、ボランティア室等)

ホントのところは？

Q 本市では学童保育の拡大により、既に教室転用が行われている。目的外使用に使う教室の新たな提供はあるのか？

A 余裕教室の活用に当たっては今後の児童生徒数の推移を踏まえ、学校施設としての活用のほか、学校教育に支障のない範囲で地域の実情や需要に応じて活用を検討していく。

近年の特別支援学級在籍者や特別支援学校通学者が増加する事態の打開に向けて空き教室を「余裕教室」と位置づけ、有効利用しようとしています。帯広市でも教室の学童保育への転用は保育を目的に作られていないために様々な困り事が生じました。仮に特別支援学校として使用となれば、不都合なことはこの比ではありません。校舎は教育を行う上でもっとも大切な場です。これを準備するにこうした安易な手法でよい訳がありません。安上がりの教育は許されないのでは…。

障がい児施策 特別支援教育支援員とは？

決算特別委員会 10/2

種別	小学校	中学校	資格	勤務時間	勤務形態
助手	6人	3人	無	週 36.5 時間 (正規 7 人・嘱託 2 人)	曜日ごとの勤務時間
補助員	42人	18人	無	年間 1,100 時間	1日 5.5、週 27.5 時間
助手・補助員とも学校単位で配置し、学級の種別に拘わらず、広く校内で学級運営や児童生徒の支援を行う。通常学級で特別な支援を要する児童生徒に対しても特別支援コーディネーターの指示のもと、必要に応じて支援を行う。					
介助員	23人	4人	看護師 (一部)	4.0/7.0/7.75 時間	左記のいずれかの時間
介助が必要な児童生徒に対して個別に配置する。(通常学級に在籍する児童生徒の介助を行っている 5 名を含む)。					

○ 助手・補助員の配置基準（配置に至るまでの手順）

1. 各学校の児童生徒数、特別支援学級の在籍者数
2. 通常学級で特別な支援を要する児童生徒の状況
3. 学校の聞き取り調査と担当者による実状況把握
4. 学校間のバランス

○ 生活介助員の配置基準

1. 就学に関する教育相談と保護者からの聞き取り調査
2. 障害の程度や状態及び日常的、直接的介助の有無



Q 通常学級での支援員の配置は？

A 特別支援教育助手及び補助員に

ついては、学校単位で配置し、学級の種別に拘らず、広く校内で学級運営や児童生徒の支援を行うもの。したがって、通常学級において特別な支援を要する児童生徒に対しても、教員の指示のもと、児童生徒の気持ちに寄り添いながら、先の見通しを持たせるような声掛けや、学習の補

現場の声として支援員配置の基準や通常学級での支援を要する児童生徒に対する支援員の活動状況を質しました。基準について、一定のモノサシは示されましたが、機械的判断ができないのでこれ以上は明らかにできないうとしていきます。事情はわかりつつも、これでは基準がないのと同じです。また、支援員の通常学級での活動は具体的な実態が把握されていないことがわかりました。

こうした市教委への不満や不信があることから鋭意改善を求めました。